

坂城町の福祉医療制度について (平成 30 年 8 月 1 日現在)

1. 福祉医療制度

子ども、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分について町が助成をする制度です。平成 30 年 8 月から、0 歳～年度末年齢 18 歳までの方（障がい児・母子の子等・父子の子含む）は現物給付の対象となりました。

1 レセプト（診療報酬明細書）に対して 500 円以内の医療機関窓口支払で受診が可能です。

※柔道整復師の施術療養費は、7 月 31 日まで同様、自動給付方式対応。

2. 支給対象者と要件

支給対象者については、子ども、障がい者、母子等、父子などに区分され、各々に所得要件や年齢要件があります。（下表参照）

区分	年齢資格等	所得要件		対象医療 (保険適用医療費)	受給者負担額 (1レセプト当り)	食費 給付
		本人	配偶者 扶養義務者			
子ども	18 歳到達後の 年度末まで	なし		外来・入院	500 円	なし
障がい 者(児)	身体障害者手帳 1～3 級	特別障害者手当準拠		外来・入院	500 円	
		なし (18 歳到達後の年度末まで)				
	身体障害者手帳 4 級 (70 歳の誕生日まで)	所得税 非課税	特別障害者 手当準拠	外来・入院	総医療費 の 2 割	
		なし (18 歳到達後の年度末まで)				
	療育手帳 A1～B2	特別障害者手当準拠		外来・入院	500 円	
		なし (18 歳到達後の年度末まで)				
65 歳以上で国民年金 法施行令別表該当者	特別障害者手当準拠		外来・入院	500 円		
精神保健手帳	なし		外来・入院 (精神科入院適用外)	500 円		
自立支援医療 (通院) 受給者	なし		外来・入院 (精神科入院適用外)	500 円		
母子等	母子の母 (18 歳未満の子を扶養)	児童扶養手当準拠		外来・入院	500 円	
	母子の子 (18 歳未満)	児童扶養手当準拠		外来・入院	500 円	
	父母のいない児童 (18 歳未満)	児童扶養手当準拠		外来・入院	500 円	
父子	父子の父 (18 歳未満の子を扶養)	児童扶養手当準拠		外来・入院	500 円	
	父子の子 (18 歳未満)	児童扶養手当準拠		外来・入院	500 円	

※母子等、父子の方で、子どもが高等学校等に在学している場合は在学証明書等を提出することにより、18 歳になった、最初の 3 月 31 日まで有効期間が延長されます。

※所得要件で準拠する各手当の所得制限は「7. 所得制限表」を参考にしてください。

3. 手続き方法

福祉健康課の窓口で申請を行ないます。申請書は窓口にあります。申請の際に必要なものは、

- ①認印
- ②申請者の健康保険証
- ③個人番号「通知カード」、又は個人番号カード
- ④福祉医療費振込希望口座（ゆうちょ銀行の場合は、通帳をご持参ください。）

⑤障害者手帳等所持者は手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）

《本人が来庁できない場合（代理人が来庁する場合）の必要なもの》

①～⑤の書類に加えて、次のものも必要になります。

⑥代理人の個人番号「通知カード」、又は個人番号カード ⑦代理人の身分証明書

⑧代理人の印鑑 ⑨委任状（本人の署名・押印されたもの）

4. 使用方法

0歳～年度末年齢18歳までの方は、水色の福祉医療受給者証（現物給付）対象者です。受給者証を提示し、レセプト（診療報酬明細書）1枚に対して500円を医療機関窓口を支払うことで医療が受けられます。※柔道整復師の施術療養費は7月31日まで同様、自動給付方式対応。

それ以外の方は若草色の福祉医療費受給者証を医療機関等（健康保険証が使えるところ）に受診する際、健康保険証と一緒に窓口で提示してください。窓口では通常どおり加入保険の自己負担分を支払っていただきますが、診療月の2、3ヵ月後の月末に登録した口座に福祉医療費が振込みとなります。（自動給付方式）

※県外の医療機関等に受診した場合は、領収証と認印、健康保険証及び個人番号「通知カード」、又は個人番号カードを持参して福祉健康課で申請が必要となります。

5. 支給範囲

福祉医療費は受給者が医療機関等の窓口で支払った自己負担額全額を支給するものではありません。原則として1レセプトあたり500円を負担（身体障害者手帳4級を除く）してもらいます（2.支給対象者と要件、受給者負担額の欄参照）。ただし、自己負担額が高額になる場合は、加入している健康保険から高額療養費や附加金等が支給されることがあります。このような場合は、これらの金額を控除した額が福祉医療費となります。また、入院した場合の食費等は福祉医療費の対象外です。※レセプトとは診療報酬明細書のことで、1ヵ月単位で1つの診療機関ごと、通院・入院別に作成されています。総合病院の場合、診療科ごと作成されます。

6. その他

子どもの資格以外の受給者証の有効期限は最長1年で、毎年8月1日が更新日となっています。町では受給資格の判定を行い、引続き認定となる方には7月31日までに新しい受給者証を送付します。なお、所得の状況によって非該当となった方でも、次年度は認定となる場合もあります。※住所地特例者は、更新時別途手続きが必要です。

7. 所得制限表

☆ 障害者福祉医療受給資格の所得制限（身体障害者手帳4級は除く）

特別障害者手当	扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
	0人	3,604,000円	6,287,000円
	1人	3,984,000円	6,536,000円
	2人	4,364,000円	6,749,000円
	3人	4,744,000円	6,962,000円
	4人	5,124,000円	7,175,000円

☆ 母子家庭等、父子家庭福祉医療受給資格の所得制限

児童扶養手当	扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
	0人	1,920,000円	2,360,000円
	1人	2,300,000円	2,740,000円
	2人	2,680,000円	3,120,000円
	3人	3,060,000円	3,500,000円
	4人	3,440,000円	3,880,000円